

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

市民税・県民税特別徴収税額の納入に当たり、近畿2府4県（大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・兵庫県・和歌山県）以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、そのゆうちょ銀行・郵便局を本市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱店（局）に指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に、利用されるゆうちょ銀行名・郵便局名をご記入のうえ、切り取って事前にその郵便局に提出してください。

切り取ってご使用ください

市・県民税払込取扱局指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、貴局を本市の市・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたので通知します。

- | | |
|----------|------------------|
| 1 口座番号 | 00930-4-960388 番 |
| 2 加入者の名称 | 葛城市会計管理者 |
| 3 取りまとめ局 | 大阪貯金事務センター |

年 月 日

ゆうちょ銀行_____店長

_____郵便局長様

葛城市長

